二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な 港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業であって、第3条 に規定する事業を実施し、先進的技術の導入や周辺の冷熱や排熱等未利用エネルギー等を 活用することによりエネルギー起源二酸化炭素の排出を削減する事業者に対し、当該補助 事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを 目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 環境大臣は、第2条の目的を達成するため、民間事業者等が策定した事業実施計画書(以下「実施計画書」という。)が別に定める要件を満たしていると認められる場合、当該計画に係わる事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費のうち、補助金の対象として環境大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 交付の対象となる補助事業は、災害時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業とし、次 の各号のいずれも満たすものとする。
 - 一 港湾において使用する設備等を導入するもの
 - 二 低炭素化を推進する設備等を導入するもの
 - 三 先進的技術を導入するもの
 - 四 新設の設備等又は既設設備等の能力以上の設備等(代替又は改造)を導入するもの
- 3 前項の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第9条第1項に規定する港湾運送事業者及び第22条の2第1項に規定する港湾運送関連事業者
 - イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第1項に規定する港湾管理者等が管理 する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において、港湾運送事業法 第2条第2項で規定する港湾運送事業と同様の事業を行う者及び同条第3項で規定 する港湾運送関連事業と同様の事業を行う者
 - ウ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業を

行う者

- エ ア、イ又はウが行う事業に関連する補助対象設備等を所有しようとする者及び事業 に関連する施設等において補助対象設備等を所有しようとする者
- 4 2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 5 他の法令及び予算に基づく補助金等(適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。) の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

- 第4条 補助金の交付額は次の各号に定める方法により算出すること。
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額を算出する。
 - 二 交付額の算定にあたって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
 - 三 前二号により算出された額と別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、補助対象経費の内容については別表第2及び別表第3を参照すること。

(申請手続)

第5条 第3条第2項に掲げる事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。) は、様式第1による交付申請書に実施計画書を添付して環境大臣に提出して行うものとす る。

(交付決定の通知)

- 第6条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 環境大臣は、消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、 その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助

金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(契約等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、 一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが 困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、環境大臣に届け出なければならない。

(変更の申請手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

- 第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請 書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
 - 二 別表第1の第2欄に定める対象経費の費目間の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。
- 2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の5年間について、温室効果ガスの削減量等を毎年とりまとめた事業報告書を様式第7により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、 遅滞なく様式第8による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名 称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

- 第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第11条の規定に基づく補助事業の中止 又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止 の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早 い日までに様式第9による報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第1項第2号ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 16 条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 10 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に 要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命 ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 11

による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第18条 環境大臣は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適化法、適化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の 全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の 全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 12 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 環境大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見 込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第20条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に

提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括 承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に報告し、 受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、 支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第22条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、様式第13により速やかに環境大臣に報告しなければならない。
- 2 環境大臣は前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等相当額の返還を命ずる ものとする。
- 3 前項の納付については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第23条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第24条 環境大臣は、第5条又は第9条に規定する申請書が到着した日から起算して、原 則として1か月以内に交付の決定を行うものとする。

(収益納付)

- 第25条 環境大臣は、補助事業者が補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。
- 第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、環

境大臣が別に定める。

附則

この要綱は平成24年8月31日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
	零 测量及試驗零 磁麻袋目零及心事終零亚	めた額

別表第2 第3条第1項に係る補助対象経費の内容

別衣弟 2 男 5	3 米男 1 頃にり	※る	(パア)谷
1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	工事目的物を造るために直接必要とする
		直接工事費	費用で、直接仮設に要する費用を含み、下記
			に掲げる算定による。(ただし、撤去、移設
			に係る経費は含まない。)
			(1)算定の方法
			イ 材料価格及び機器類単価(「材料価格
			等」という。) に個別の数量を乗じて
			算定
			ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務
			費、機械器具費等から構成された単価
			に数量を乗じて算定
			ハ イ又は口によりがたい場合は、施工に
			必要となる全ての費用を「一式」とし
			て算定
			(2)単価及び価格
			算定の方法に用いる単価及び価格につい
			ては、「公共建築工事標準単価積算基準」に
			準じる。
			(3)数量
			算定の方法に用いる数量は、建築工事にお
			いては、「公共建築数量積算基準」、電気設備
			工事及び機械設備工事においては、「公共建
			築設備数量積算基準」に準じる。
		(共通費)	
		共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用で
			あって、準備費、仮設建物費、工事施設費、
			環境安全費、動力用水光熱費、屋外整理清掃
			費、機械器具費その他に要する費用。
1	1	ı	ı

		現場管理費	工事施工に当たり、工事現場 るために必要な経費で、労務管 る費用。	
		一般管理費等	工事施工に当たる受注者の 要な費用で、法定福利費等に	
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必 する必要最小限度の範囲で、終 は本工事費に準じて算定する。	E費の算定方法
	測量及試験費		事業を行うために必要な調整 設計、実施設計、工事監理及び 費用。補助事業者が、直接行業 は、これに要する材料費、労働 いい、請負又は委託により行業 は、請負費又は委託料の費用を	が試験に要する)場合において)場合において)場合において
機械器具費	機械器具費		事業を行うために直接必要 び車両等の購入並びに購入物の 要する費用(ただし、工事を信 限る。)	の運搬、調整に
事務費	事務費		事業を行うために直接必要 る費用で、共済費、賃金、旅費 務費、委託料、使用料及賃借料 費をいい、内容については別見 ものとする。 事務費は、工事費の金額に対 区分毎に定められた率を乗じ の合計額の範囲内とする。	費、需用費、役 料及び備品購入 長第3に定める 対して、下表の
			区分 5,000 万円以下の金額に対 して	率 6.5%
			5,000 万円を超え1億円以 下の金額に対して	5. 5%
			1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

区分	費目	細目	細分	内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	共済組合負担金と事業主負担保険料
		賃金		事務手続きのために必要な労務者に対する 給与
		旅費		事務手続きのために必要な交通移動に係る 経費
		需用費	印刷製本費	事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費
		役務費	通信運搬費	事務手続きのために必要な郵便料等通信費
		委託料		業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する 経費
		使用料及賃借料		事務手続きのために必要な会議等に係る会 場使用料(借料)
		備品購入費		事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑 具類の購入のために必要な経費

平成 年 月 日

環境大臣 殿

申請者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2. 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 3. 補助金交付申請額

金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

- 4. 補助事業に要する経費及び補助金の配分額 別紙2 経費内訳のとおり
- 5. 補助事業の開始及び完了予定年月日 平成 年 月 日~平成 年 月 日
- 6. その他参考資料

(注)

この申請書には、経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書) 及び定款又は寄附行為を添付すること。

その他参考資料については、添付する書類を記載する(仕様書(位置図、図面、工程表等を含む)、見積書、各種計算書、事業が位置づけられた計画等)。その他参考資料を添付する場合は、どの項目の参考資料かがわかるよう、資料番号等を付して明示する。

別紙1 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業実施計画書(1/2)

E地 E地
王地
E地
王地
E地
1アド

別紙1

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業実施計画書(2/2)

事	業名	※応募内容に鑑み適切な名称を付す。					
事	業目的	※事業目的、背景等の詳細を記載する。					
	紫 内容	※事業内容の詳細を記載する。事業内容が、交付要綱第3条第2項で定める事業の要件を満たしているかが明らかになるようにわかりやすく記載し、導入する個々の設備に関する技術的な説明は下欄に記載する。 ※導入前後の比較ができるよう、事業概略図を添付する。					
事	業の実施計画 						
	(1)導入設備·技術 要	が概 ※導入する設備に関する詳細な説明、技術的な特徴、仕様、規模、数量などを記載する。					
	(2)実施体制	※事業の実施体制、役割分担を記載する。					
	(3) 事業実施スケュール	※事業の実施スケジュールを記載する。事業期間が複数年度に亘る場合には、 全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせて、何をど こまで実施するのかが明らかに分かるように記載する。また、後年度負担額 も参考記載する。 ※実施スケジュールは別紙を添付してもよい。					
事	業の効果及び検証力	ī法					
	(1)温室効果ガス 減効果	※事業実施前の状態から、事業を実施することによるエネルギー起源二酸化炭素の削減量(t-C02/年)、削減率等を記載する。 ※導入する設備ごとに記載し(一体不可分であればまとめてもよい)、必ず算出根拠を明示する。推計値を用いる場合には、どのような仮定に基づき設定した値なのかを明確にする。 ※参考情報として、本事業で導入した施設・設備の耐用年数を考慮した削減量も記載する。					
	(2)検証方法	※検証方法は、データの収集・測定方法及び頻度・解析方法などを記載する。					

	(3)費用対効果	※(1)で算出した耐用年数を考慮した削減量をもとに、二酸化炭素削減量1トンあたりの削減単価を記載する。
事	業実施に関連する事項	
	(1)他の補助金との 関係	※他府省への補助金等への応募状況等を記載する。
	(2)許認可、権利関係 等事業実施の前提と なる事項及び実施上 問題となる事項	※補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記載する。
	(3)設備の保守計画	※導入した設備の保守計画を記載する。

(注)

各記載欄に字数制限はないので、適宜記載欄を加工して使用する。

別紙2

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業に要する経費内訳

(1)		(1)総事業費		十金その他	(3) 差引額(1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
		円		円	円	円
所要経費	(5)∄	基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額		(7)国庫補助基本 額(3)と(6)を比較 して少ない方	
		円		円	円	円
補助対象経費支出予	定額四	为訳				
経費区分		金額(円])		積算内訳	
※別表第2の区分ごとに詳細を記載する。						
	合計					
購入予定の主な財産	の内語	沢(価格が 50 万 ————	円以上の	もの)		
名称		仕様	数量	単価(円	金額 (円)	購入予定時期

環政計発第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 交付決定通知書

補助事業者

殿

平成 年 月 日付け文書番号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 〇 〇 〇

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け文書番号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

事業に要する経費

金

Ш

交付決定額

金

円

ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月日付け文書番号交付申請書記載のとおりである。

- 4 補助事業者は、適化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱(平成24年 月 日環政計発第 号)に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるときは、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において減額又は返還しなければならない。

様式第3 (第9条関係)

番号

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)変更交付申請書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)を下記 のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果 的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の名称災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 国庫補助変更申請額 金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 変更内容
- 4 変更理由 (注) 具体的に記載する。
- 注1 2の金額欄の上段に()書きで当初交付決定額を記載する。
- 注2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙 2については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して 添付すること。
- 注2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に ()書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)を下記 のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時 にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて 申請します。

- 1 補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 中止 (廃止) を必要とする理由
- 3 中止 (廃止) の期間
- 4 中止 (廃止) が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止 (廃止) 後の措置
- 注1 中止(廃止)までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に中止 (廃止)前の金額を上段に()書きし、中止(廃止)後の金額を下段に記載した書類を 添付すること。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 遅延報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)の遅延 について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低 炭素化推進事業)交付要綱第12条の規定により下記のとおり指示を求めます。

- 1 補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定
- 注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者の氏名又は名称 補助事業者の代表者の職・氏名

平成 年度災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業報告書

- 1 事業の名称災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 事業の概要
- 3 事業による温室効果ガスの削減量
- 4 温室効果ガスの削減量の算定根拠及び算定方法
- 5 当該事業による間接効果・影響

(注) 当該年度の温室効果ガスの削減量については、事業の種類ごとに算出すること。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)遂行状況報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)の遂行 状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地 域低炭素化推進事業)交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称:災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

経費の区分	計画額(円)	実施額 (円)	遂行状況

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)実績報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)を完了(中止・廃止)しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日金 円(平成 年 月 日付け環政計発第 号)(うち消費税及び地方消費税相当額)
- 3 補助事業の実施状況
- (1)補助事業の内容
- (2) 補助事業の効果
- 4 補助金の経費収支実績 別紙のとおり
- 5 添付資料
- (1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)

- (2) 写真(工程等が分かるもの)
- (3) その他参考資料 (領収書等を含む。)
- 注1 補助対象外経費が含まれる場合は、添付資料に補助対象経費が分かるよう明示すること (図面の対象経費部分を色づけする、請求明細に補助対象外経費を明記する等)。

別紙

災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業の経費収支実績内訳

経費実績額

(1)総事業費	(2) * の収	寄付金その他 入	(3) 差引額 (1) - (2)		(4)補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円		円	円		円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	額(3	国庫補助基本 3)と(6)を比較 少ない方の額	(8) 補助金所要額 定額(7)×1/2		(9) 補助金交付決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円		円		円	円	円
補助対象経費支出額	内訳					
経費区分		金額(円])		積算内訳	
※別表第2の区分ごとに詳細を記載する。						
 購入した主な財産の	合計 内訳		1一式の価	 fi格が 50 万F	 	
名称		仕様	数量	単価(円		購入時期

様式第 10 (第 16 条関係)

環政計発第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業) 交付額確定通知書

補助事業者 殿

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定をした二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)については、平成 年 月 日付け文書番号事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第16条第1項の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣 〇 〇 〇

記

補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業 確 定 額 金 円

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)概算(精算)払請求書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定(交付額確定)の通知を受けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進 事業)概算払(精算払)を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等 非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第17条第2項の規定に基づき下 記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 請求金額

金

3 請求金額の内訳

(概算払の場合) (単位:円)

	□		支出費用状況	概算払	差引請求額	
経費区分	(1) (1)	実績額②	見込額③	合計 ④=②+③	受領済額⑤	左打明水镇 ④-⑤
計						

(精算払の場合) (単位:円)

交付決定額	確定額①	概算払受領済額②	差引請求額①-②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義 (ふりがな)

5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をする時に限る。)

取得財産等管理台帳(平成 年度)

財産名	規格	数	単価 (円)	金額(円)	取得年月日	耐用	設置又は
(備品等名)		畾				年数	保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)交付要綱第20条 第1項に規定する処分制限額以上の財産とする。
- 注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第13(第22条関係)

番号

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け環政計発第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業)につい て、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化 推進事業)交付要綱第22条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
- 2 補助金額(交付要綱第16条第1項による額の確定額)

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 注1 別紙として積算の内容を添付すること。